



宮 崎 県 公 報

平成31年4月18日(木曜日) 第 3090 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(“ ”) 1	
○保安林の指定予定の通知(2件)……………(自然環境課) 1	
○保安林の指定解除の予定の通知……………(“ ”) 2	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先 人不明について(2件)……………(“ ”) 2	
○林業用種苗生産事業者の登録……………(森林経営課) 2	
○歳入の収納の事務の委託……………(山村・材振興課) 2	
○歳入の収納の事務の委託……………(水産政策課) 3	
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同	

意……………(水産政策課) 3	
○漁業災害補償法に基づく養殖業に係る水域……………(“ ”) 3	
公 告	
○狩猟免許試験の実施……………(自然環境課) 5	
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 6	
○大規模小売店舗の変更に係る届出……………(“ ”) 6	
○大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市 町村の意見(2件)……………(“ ”) 7	
○地図及び簿冊の認証(9件)……………(農村計画課) 7	
○県営土地改良事業計画の策定……………(農村整備課) 8	
○県営土地改良事業の工事の完了(2件)……………(“ ”) 8	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 9	
○入札公告……………9	

告 示

宮崎県告示第 289号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
よしむら循環器内科クリニック	小林市細野1606番地1	平成31年3月1日
はなぐり薬局	都城市花繰町14街区1号	平成31年4月1日

宮崎県告示第 290号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
よしむら循環器内科クリニック	小林市細野1606番地1	平成31年2月28日
在宅リハビリ訪問看護ステーションTOMO門川	東臼杵郡門川町大字門川尾末8481-1	平成31年3月31日

宮崎県告示第 291号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字中ノ尾1110(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 292号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字中尾3833-2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 293号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 都城市・西諸県郡高原町（以上一市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 都城市・西諸県郡高原町（以上一市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
 - （「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局、西諸県農林振興局並びに都城市役所及び高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 294号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（平成31年宮崎県告示第 184号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
 - 国富町役場
 - 池田近
 - 宮崎市役所
 - 三舂木海

小林市役所

鶴戸宇助、遠目塚進、佐藤美津子、松ヶ迫俊光、森岡勇助、青木友吉、中ノ神清助、木切倉覺

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成31年宮崎県告示第 184号によること。

宮崎県告示第 295号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（平成31年宮崎県告示第 185号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

宮崎市役所

小玉樹實、外園ルイ、松原美恵、津田卓伸、櫛間武綾町役場

岡元四郎次、黒木熊袈裟

高原町役場

春山岩男、池田ヒメ、竹之下律子、野村浩子、野村綱男、野村純彦、涌水英音

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成31年宮崎県告示第 185号によること。

宮崎県告示第 296号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1351	島田 成昭 串間市大字奈留16 49番地	採取	幼苗の育 成	株式会社島田林業 串間市大字奈留16 49番地
1352	前田 隆雄 東臼杵郡諸塚村大 字家代5763番地	採取	幼苗の育 成	有限会社前田産業 日向市東郷町山陰 乙1028-1

宮崎県告示第 297号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
林業・木材 産業改善資 金の貸付事 業に係る貸 付金の元利 償還金及び 違約金の収 納事務	宮崎県森林組合連合会 宮崎中央森林組合 南那珂森林組合 都城森林組合 西諸地区森林組合 児湯広域森林組合 延岡地区森林組合 耳川広域森林組合 西臼杵森林組合 宮崎県木材協同組合連合 会 日南製材事業協同組合 都城地区製材業協同組合 西都地区製材協同組合 西都造林素材生産事業協 同組合 日向地区国有林材事業協 同組合	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで

宮崎県告示第 298号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第 1 項の規定
により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
沿岸漁業改 善資金貸付 金に係る債 権について の保全及び 取立てに関 する事務	宮崎県信用漁業協同組合 連合会	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで

宮崎県告示第 299号

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号。以下「法」という。)第
108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定によ
る届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定
による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると
認めた。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成31年2月18日
発起人の住所及び氏名	延岡市 (有)鶴島網

	代表取締役 中島 耕成 延岡市 (有)春日丸 代表取締役社長 清田 幸一郎
加入区 の 名 称	島浦町加入区
区 域	島浦町漁業協同組合の地区
区 分	中型まき網漁業及び小型まき網漁業

宮崎県告示第 300号

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号)第 118条第 1 項の規定
により、1年貝真珠養殖業及び2年貝真珠養殖業、小割り式1年魚
はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業及び小割り式3年魚は
まち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖
業及び小割り式3年魚たい養殖業、小割り式1年魚ふぐ養殖業、小
割り式2年魚ふぐ養殖業及び小割り式3年魚ふぐ養殖業、小割り式
1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業及び小割り
式3年魚かんばち養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式
2年魚すずき養殖業及び小割り式3年魚すずき養殖業、小割り式2
年魚ひらまさ養殖業及び小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式
まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚し
まあじ養殖業及び小割り式3年魚しまあじ養殖業、小割り式まさば
養殖業並びに小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚く
ろまぐる養殖業、小割り式4年魚くろまぐる養殖業及び小割り式5
年魚くろまぐる養殖業に係る水域を次のように定め、平成31年4月
18日から適用する。ただし、平成31年4月18日前に責任期間が開始
する共済契約については、なお従前の例によるものとする。

なお、漁業災害補償法に基づく養殖業に係る水域(平成26年宮崎
県告示第 210号)は廃止する。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

加入区 の 名 称	区 域
北浦第 1 - 1 A号加入区	延岡市北浦町市振及び宮野浦地先区 第 1号漁業権管理番号 1 - 1 A号漁 場
北浦第 1 - 2号加入区	延岡市北浦町市振及び宮野浦地先区 第 1号漁業権管理番号 1 - 2号漁場
北浦第 2 - 1号加入区	延岡市北浦町宮野浦地先区第 2号漁 業権管理番号 2 - 1号漁場
北浦第 2 - 2号加入区	延岡市北浦町宮野浦地先区第 2号漁 業権管理番号 2 - 2号漁場
北浦第 3号加入区	延岡市北浦町古江地先区第 3号漁業 権漁場

北浦第 4 - 1 号加入区	延岡市北浦町古江阿蘇地先区第 4 号漁業権管理番号 4 - 1 号漁場	延岡市第 8 - 1 A 号加入区	延岡市浦城町地先区第 8 号漁業権管理番号 8 - 1 A 号漁場
北浦第 4 - 2 号加入区	延岡市北浦町古江阿蘇地先区第 4 号漁業権管理番号 4 - 2 号漁場	延岡市第 8 - 2 A 号加入区	延岡市浦城町地先区第 8 号漁業権管理番号 8 - 2 A 号漁場
島浦町第 5 - 1 マ号加入区	延岡市島浦町地先区第 5 号漁業権管理番号 5 - 1 マ号漁場	延岡市第 8 - 3 A 号加入区	延岡市浦城町地先区第 8 号漁業権管理番号 8 - 3 A 号漁場
島浦町第 5 - 1 A 号加入区	延岡市島浦町地先区第 5 号漁業権管理番号 5 - 1 A 号漁場	延岡市第 9 号加入区	延岡市浦城町地先区第 9 号漁業権漁場
島浦町第 5 - 2 マ号加入区	延岡市島浦町地先区第 5 号漁業権管理番号 5 - 2 マ号漁場	延岡市第 10 - 1 A 号加入区	延岡市土々呂町地先区第 10 - 1 A 号漁業権漁場
島浦町第 5 - 2 A 号加入区	延岡市島浦町地先区第 5 号漁業権管理番号 5 - 2 A 号漁場	延岡市第 11 - 1 A 号加入区	延岡市鯛名町地先区第 11 - 1 A 号漁業権漁場
島浦町第 5 - 4 マ号加入区	延岡市島浦町地先区第 5 号漁業権管理番号 5 - 4 マ号漁場	延岡市第 12 - 1 A 号加入区	延岡市鯛名町地先区第 12 号漁業権管理番号 12 - 1 A 号漁場
島浦町第 5 - 4 A 号加入区	延岡市島浦町地先区第 5 号漁業権管理番号 5 - 4 A 号漁場	延岡市第 12 - 2 A 号加入区	延岡市赤水町地先区第 12 号漁業権管理番号 12 - 2 A 号漁場
島浦町第 6 - 1 A 号加入区	延岡市島浦町地先区第 6 号漁業権管理番号 6 - 1 A 号漁場	庵川第 13 - 2 A 号加入区	東臼杵郡門川町大字庵川地先区第 13 号漁業権管理番号 13 - 2 A 号漁場
島浦町第 6 - 2 号加入区	延岡市島浦町地先区第 6 号漁業権管理番号 6 - 2 号漁場	庵川第 13 - 3 A 号加入区	東臼杵郡門川町加草地先区第 13 号漁業権管理番号 13 - 3 A 号漁場
島浦町第 6 - 3 号加入区	延岡市島浦町地先区第 6 号漁業権管理番号 6 - 3 号漁場	庵川第 13 - 4 A 号加入区	東臼杵郡門川町加草地先区第 13 号漁業権管理番号 13 - 4 A 号漁場
島浦町第 6 - 4 号加入区	延岡市島浦町地先区第 6 号漁業権管理番号 6 - 4 号漁場	門川第 14 - 1 号加入区	東臼杵郡門川町大字門川尾末地先区第 14 号漁業権管理番号 14 - 1 号漁場
延岡市第 7 - 1 号加入区	延岡市熊野江町地先区第 7 号漁業権管理番号 7 - 1 号漁場	門川第 14 - 2 A 号加入区	東臼杵郡門川町大字門川尾末地先区第 14 号漁業権管理番号 14 - 2 A 号漁場
延岡市第 7 - 2 A 号加入区	延岡市須美江町地先区第 7 号漁業権管理番号 7 - 2 A 号漁場	日向市第 15 - 1 A 号加入区	日向市大字日知屋宇畑浦地先区第 15 号漁業権管理番号 15 - 1 A 号漁場
延岡市第 7 - 3 号加入区	延岡市浦城町地先区第 7 号漁業権管理番号 7 - 3 号漁場	串間市第 21 - 1 A 号加入区	串間市大字南方ビンダレ島地先区第 21 号漁業権管理番号 21 - 1 A 号漁場
延岡市第 7 - 4 号加入区	延岡市浦城町地先区第 7 号漁業権管理番号 7 - 4 号漁場	串間市第 21 - 2 号加入区	串間市大字南方ビンダレ島沖合区第 21 号漁業権管理番号 21 - 2 号漁場
延岡市第 7 - 5 号加入区	延岡市浦城町地先区第 7 号漁業権管理番号 7 - 5 号漁場	串間市第 21 - 3 号加入区	串間市大字南方ビンダレ島沖合区第 21 号漁業権管理番号 21 - 3 号漁場
延岡市第 7 - 6 号加入区	延岡市浦城町地先区第 7 号漁業権管理番号 7 - 6 号漁場		

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 狩猟免許試験の日時及び会場

試験は、平成31年度において3回行うものとし、その期日は、次表のとおりとする。

なお、試験の受付は、各試験会場において、午前8時30分開始とする。

区分	試験日	開始時間	試験会場
第1回	7月4日 (木曜日)	午前9時	宮崎県庁7号館会議室 宮崎市橋通東2-10-1
			宮崎県西臼杵支庁会議室 西臼杵郡高千穂町大字三田井22
			宮崎県東臼杵南部農業改良普及センター 日向市東郷町山陰辛 256-2
			宮崎県北諸県農業改良普及センター 都城市高木町6464
第2回	7月4日 (木曜日)	午後1時	宮崎県庁7号館会議室 宮崎市橋通東2-10-1
			宮崎県西臼杵支庁会議室 西臼杵郡高千穂町大字三田井22
			宮崎県東臼杵南部農業改良普及センター 日向市東郷町山陰辛 256-2
			宮崎県北諸県農業改良普及センター 都城市高木町6464
第1次試験	9月1日 (日曜日)	午前9時	宮崎県庁附属棟会議室 宮崎市橋通東2-8-3
			延岡市中小企業振興センター 延岡市東本小路 121番地1
第2次試験	9月1日	午後1時	宮崎県庁附属棟会議室 宮崎市橋通東2-8-3

回数	試験日	開始時間	試験会場
第3回	1月26日 (日曜日)	午前9時	延岡市中小企業振興センター 延岡市東本小路 121番地1
			宮崎県庁7号館会議室 宮崎市橋通東2-10-1
第2回	1月26日 (日曜日)	午後1時	宮崎県東臼杵農林振興局会議室 延岡市愛宕町2-15
			宮崎県庁7号館会議室 宮崎市橋通東2-10-1
第1回	1月26日 (日曜日)	午後1時	宮崎県東臼杵農林振興局会議室 延岡市愛宕町2-15
			宮崎県庁7号館会議室 宮崎市橋通東2-10-1

2 受験資格

宮崎県内に住所を有する者（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条各号のいずれかに該当する者を除く。）

3 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟免許試験は、第1回及び第2回は網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許及び第2種銃猟免許の試験、第3回は、宮崎県庁7号館会議室試験会場では、わな猟免許及び第1種銃猟免許の試験、宮崎県東臼杵農林振興局会議室試験会場では、わな猟免許試験とし、それぞれ、狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は、知識試験及び適性試験（1次試験）、技能試験（2次試験）とし、知識試験又は適性試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

4 受験申込手続

(1) 狩猟免許申請書及び受験票に必要事項を記入し、次の各号に掲げるものを添付して提出すること。

ア 狩猟免許申請手数料 5,200円。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者にあつては、3,900円（宮崎県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて払い込むものとする。）

イ 62円の返信用郵便切手 1枚

ウ 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外にあつては、医師の診断書（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当しない旨の診断書） 1通

エ 住民票 1通

(2) 書類の提出先及び期間

第1回試験の受験希望者は5月13日（月曜日）から6月7日（金曜日）までの間に、第2回試験の希望者は7月8日（月曜日）から8月2日（金曜日）までの間に、第3回試験の希望者は12月2日（月曜日）から1月8日（水曜日）までの間に、住所を管轄する宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に提出すること。

5 受験者への通知等

狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び場

所を指定した受験票を送付する。

申請者は、受験票の所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの写真を貼り付け、試験当日持参すること。

6 狩猟免許試験の合格者

合格者には、狩猟免許状を交付する。

7 狩猟免許試験についての問い合わせ

宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス浮之城店
宮崎市吉村町天神前甲 142番地3

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年12月3日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,450㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

店舗建物敷地南東側（駐車場No.1）	33台
隔地駐車場（駐車場No.2）	25台
合計	58台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

店舗建物敷地南東側 10台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

店舗建物北東側 27.0㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗建物内北東側 9.0㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 店舗建物敷地南側及び東側（駐車場No.1）

2箇所 隔地駐車場南側及び西側（駐車場No.2）

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成31年4月2日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成31年4月18日から平成31年8月19日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成31年4月18日から平成31年8月19日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス川原崎店・小川商店
延岡市川原崎町 257 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
株式会社小川商店 代表取締役 小川祐二
延岡市北浦町古江2523-6

（変更後）株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
株式会社小川商店 代表取締役 小川祐二
延岡市北浦町古江2523-6

4 変更の年月日

平成30年8月24日

<p>5 変更する理由 代表者交代のため</p> <p>6 届出年月日 平成31年4月1日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成31年4月18日から平成31年8月19日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成31年4月18日から平成31年8月19日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、日向市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 平成31年4月18日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス亀崎店・シャトレゼ日向亀崎店 日向市亀崎西一丁目77 外</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出 大規模小売店舗の名称並びに大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更 平成30年11月20日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成31年4月18日から平成31年5月20日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、日向市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 平成31年4月18日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p>	<p>ドラッグコスモス亀崎店・シャトレゼ日向亀崎店 日向市亀崎西一丁目77 外</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第2項の規定による届出 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更 平成30年11月20日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成31年4月18日から平成31年5月20日まで</p> <hr/> <p>国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。 平成31年4月18日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 地籍調査を行った者の名称 宮崎市</p> <p>2 地籍調査を行った期間 平成25年1月1日から平成27年3月17日</p> <p>3 地籍調査を行った地域 宮崎市大字大瀬町の一部</p> <p>4 認証年月日 平成31年4月5日</p> <hr/> <p>国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。 平成31年4月18日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 地籍調査を行った者の名称 宮崎市</p> <p>2 地籍調査を行った期間 平成25年10月1日から平成29年3月14日</p> <p>3 地籍調査を行った地域 宮崎市大字田吉、大字郡司分の各一部</p> <p>4 認証年月日 平成31年4月5日</p> <hr/> <p>国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。 平成31年4月18日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 地籍調査を行った者の名称 宮崎市</p> <p>2 地籍調査を行った期間 平成25年10月1日から平成29年3月15日</p> <p>3 地籍調査を行った地域 宮崎市大字金崎、大字堤内、大字糸原の各一部</p> <p>4 認証年月日</p>
--	---

平成31年4月5日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間
平成25年10月1日から平成30年3月9日
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎市大字田吉、大字郡司分の各一部
- 4 認証年月日
平成31年4月5日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
西米良村
- 2 地籍調査を行った期間
平成26年6月1日から平成28年3月28日
- 3 地籍調査を行った地域
西米良村大字板谷の一部
- 4 認証年月日
平成31年4月5日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
都城市
- 2 地籍調査を行った期間
平成26年12月1日から平成29年8月8日
- 3 地籍調査を行った地域
都城市吉之元町の一部
- 4 認証年月日
平成31年4月5日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
小林市
- 2 地籍調査を行った期間
平成28年8月1日から平成30年10月10日
- 3 地籍調査を行った地域
小林市真方の一部
- 4 認証年月日
平成31年4月5日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
小林市
- 2 地籍調査を行った期間
平成29年6月1日から平成30年10月10日
- 3 地籍調査を行った地域
小林市真方の一部
- 4 認証年月日
平成31年4月5日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
高千穂町
- 2 地籍調査を行った期間
平成29年7月1日から平成30年12月12日
- 3 地籍調査を行った地域
高千穂町大字向山の一部
- 4 認証年月日
平成31年4月5日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、野中地区県営土地改良事業（日南市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成31年4月18日から平成31年5月24日まで
- 3 縦覧場所
日南市役所 農村整備課 内
- 4 その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
大 萩	小林市	畑地帯総合整備事業	平成30年2月28日

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
高 畑	五ヶ瀬町	ため池等整備事業	平成31年3月1日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画を定める者の名称

三股町

2 都市計画の種類及び名称

都城広域都市計画道路

3・5・2号 病院通線

3・5・5号 新馬場榎堀線

3・6・2号 三股都城線

3・6・5号 山王原早水線

3・5・6号 新馬場五本松線

3・6・6号 東原通線

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県都城土木事務所

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成31年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 実大強度試験機 1式

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成32年2月28日

(4) 納入場所 宮崎県木材利用技術センター

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件

を全て満たす者とする。

ア 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を平成31年5月23日までに下記4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望する者は、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 平成31年4月18日から平成31年4月25日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 期間 平成31年4月18日から平成31年5月29日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 交付期間 平成31年4月18日から平成31年5月23日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 提出期限 平成31年5月29日午後2時(送付にあっては、平成31年5月28日午後5時必着)

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁1号館4階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 平成31年5月29日午後2時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Universal Testing Machine for Full-Scale Wood-Based Materials
- (2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 29 May, 2019
- (3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1 , Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208